保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和５年度当初予算案　（一般財源）　150億円（200億円）※（）内は前年度当初予算額
（消費税財源）200億円（200億円）

1　事業の目的

○　平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和２年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。

○　令和５年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減等の見直しを進めていく。

2　事業スキーム・実施主体等

○　各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

※　介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使途範囲を限定。

【実施主体】
都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】
①PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化　④介護予防の推進
②ケアマネジメントの質の向上　⑤介護給付適正化事業の推進
③多職種連携による地域ケア会議の活性化　⑥要介護状態の維持・改善の度合い

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉

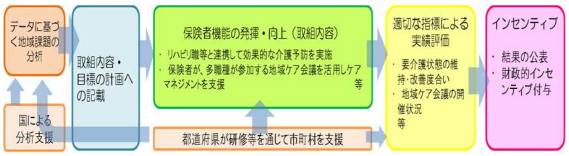

【交付金の活用方法】
＜都道府県分＞
高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
＜市町村分＞
国、都道府県、市町村及び第２号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

【補助率・単価】
定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】
国10/10

【事業実績】
交付先47都道府県及び1,571保険者（令和４年度）

29

介護保険制度の見直しに関する意見（保険者機能強化推進交付金等関係の記述）

令和4年12月20日
社会保障審議会
介護保険部会取りまとめ

（保険者機能強化推進交付金等）

○　保険者機能強化推進交付金 及び 介護保険保険者努力支援交付金 については、平成 30 年度（介護保険保険者努力支援交付金については令和２年度）に創設され、制度創設から５年目を迎えているところであるが、２つの交付金の役割分担が不明確であること、評価指標と高齢者の自立支援や重度化防止、介護給付費の適正化などの成果との関連が必ずしも明確になっていないことなどの課題がある。このため、**保険者機能強化に向けたより実効性の高い仕組みとする観点から、次のような見直しを行うべき**である。

○　保険者機能強化推進交付金等の実効性をより高めていくため、
- **保険者機能強化推進交付金については、介護保険事業計画の進捗管理や介護給付費の適正化に関する取組など、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るもの**とする一方、
- **介護保険保険者努力支援交付金については、介護予防・健康づくり等の地域包括ケアに関する取組の充実を図るもの**、

としてそれぞれ位置付け、評価指標についても、こうした位置付けに沿って見直すことが適当である。

その際、令和４年度予算執行調査結果等を踏まえ、**評価を行う保険者の負担にも配慮し、評価指標については、可能な限り縮減することが適当**である。

○　現在のプロセス等に関する評価指標については、平均要介護度の変化率等のアウトカム指標との関連性が不明瞭であることから、これらとアウトカム指標との関連性をより明確にするため、**アウトプットや中間アウトカムに関する評価指標の充実を図ることが重要**である。

○　評価結果については、現在、一定の評価テーマごとの得点獲得状況を厚生労働省ＨＰにて公表しているが、**地域において評価結果を共有し、当該評価結果も踏まえた保険者等の更なる取組を促す観点から、得点のみで保険者等における取組の全てを評価すべきでないことにも留意しつつ、個別の評価項目ごとの得点獲得状況について公表することが適当**である。

30

参考資料３

令和4年11月7日
財政制度分科会資料
（抜粋）

インセンティブ交付金のあり方の見直し＜予算執行調査＞

○ インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）は、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を推進するものであるが、現状は**アウトカム指標の割合が小さい**ため、**評価指標と要介護認定率の改善等の成果が結び付いているとは言い難い。**

○ さらに、現行の２つの交付金は、同じ評価指標に基づき配点を行っているため、**役割が重複**している。

○ **２つの交付金の間での重複を排除**するとともに、介護費用の効率化インセンティブが適切に働くようにするため、 **介護費用の抑制に直接的につながる指標のみを評価する方向で制度を簡素化**しつつ、**アウトカム指標への配点の重点化**を進めるべき。

○ あわせて、評価の透明性を確保するため、各自治体の指標ごとの点数獲得状況を閲覧できるよう**評価結果を公表し、「見える化」を進めるべき。**

◆令和４年度評価指標における市町村の平均得点（都道府県別）と要介護認定率・１人当たり介護給付費との相関関係

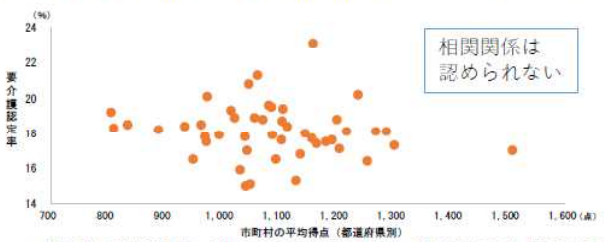

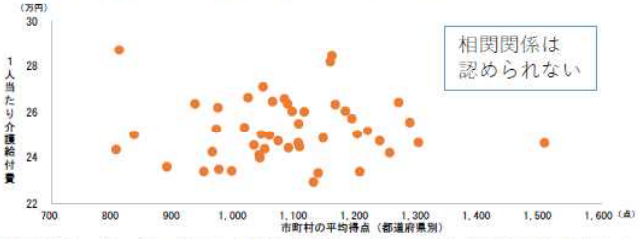

（注）認定率は、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第１号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外したものであり、令和２年度末の年齢調整後認定率。また、1人当たりの給付月額とは、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第１号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の影響を除外したものであり、令和元年度末の１人当たり給付月額。
（出所）財務省・予算執行調査（令和4年7月公表）

◆評価指標の項目数と配点（令和4年度・令和5年度、市町村分）

	令和4年度		令和5年度	
	推進交付金	支援交付金	推進交付金	支援交付金
項目数	224	97	227	95
うちアウトカム指標	6（2.7%）	6（6.2%）	8（3.5%）	8（8.4%）
配点	1,375	730	1,355	830
うちアウトカム指標	180（13.1%）	180（24.7%）	300（22.1%）	300（36.1%）

（注）括弧内は全体に占めるアウトカム指標の割合。

◆評価指標の例（令和5年度、市町村分）

○ 介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか。
（←「実施」の基準を明確化すべき）

○ 在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催している。
（←定量的な目標を設定すべき）

○ 管内の介護事業所に対し、事故報告に関する支援を行っているか。
（←行政による指導等で対応すべき）

秋の行政事業レビュー２０２２　取りまとめの主な内容　参考資料４

○ 要介護度の改善や介護給付の適正化の観点から、事業目的の達成に結びつくインセンティブ付けとして機能する指標を中心に整理するとともに、点数づけを工夫すべき。

○ 事業目的との関連性が低いと思われる指標やプロセス指標にとどまる指標、得点率が高く、多くの自治体が達成済みの指標は、見直しを検討すべき。

○ 将来的に、数年間、中核的な指標を固定し、自治体が当該指標の下で評価向上に向け、しっかりと対策をとり、成果が出せるような仕組みとすることを検討すべき。

○ 最終目標アウトカムにつながる中間目標である、初期・短期アウトカムまたはアウトプットにつき、定量的指標を用いて設定することを検討すべき。

○ 事業の効果や目的の達成度合いなどを調査し、定量的な分析を行うことも検討すべき。関連して、各自治体の個別項目の得点状況の公開や、上位自治体の認定、評価指標の得点獲得状況などの地域包括ケア「見える化システム」との連携を検討すべき。

○ 本事業の2つの交付金について、例えば、要介護度の改善や介護給付の適正化の観点から、目的・アウトカムや効果の再整理を行い、重複を排除することなどを検討すべき。

○ 交付金の執行について検証するとともに、配分に際し、事業目的に照らして効果が高い取組に重点化すること。そのために、効果の高い取組を分析・特定し、リスト化して自治体に提供し、取組を促すことを検討すべき。

介護保険制度の見直しに関する意見
（保険者機能強化推進交付金等関係の記述）

参考資料５

（保険者機能強化推進交付金等）

○　保険者機能強化推進交付金 及び 介護保険保険者努力支援交付金 については、平成 30 年度（介護保険保険者努力支援交付金については令和２年度）に創設され、制度創設から５年目を迎えているところであるが、２つの交付金の役割分担が不明確であること、評価指標と高齢者の自立支援や重度化防止、介護給付費の適正化などの成果との関連が必ずしも明確になっていないことなどの課題がある。このため、**保険者機能強化に向けたより実効性の高い仕組みとする観点から、次のような見直しを行うべき**である。

○　保険者機能強化推進交付金等の実効性をより高めていくため、

・　**保険者機能強化推進交付金については、介護保険事業計画の進捗管理や介護給付費の適正化に関する取組など、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るもの**とする一方、

・　**介護保険保険者努力支援交付金については、介護予防・健康づくり等の地域包括ケアに関する取組の充実を図るもの**、

としてそれぞれ位置付け、評価指標についても、こうした位置付けに沿って見直すことが適当である。

その際、令和４年度予算執行調査結果等を踏まえ、**評価を行う保険者の負担にも配慮し、評価指標については、可能な限り縮減することが適当**である。

○　現在のプロセス等に関する評価指標については、平均要介護度の変化率等のアウトカム指標との関連性が不明瞭であることから、これらとアウトカム指標との関連性をより明確にするため、**アウトプットや中間アウトカムに関する評価指標の充実を図ることが重要**である。

○　評価結果については、現在、一定の評価テーマごとの得点獲得状況を厚生労働省ＨＰにて公表しているが、**地域において評価結果を共有し、当該評価結果も踏まえた保険者等の更なる取組を促す観点から、得点のみで保険者等における取組の全てを評価すべきでないことにも留意しつつ、個別の評価項目ごとの得点獲得状況について公表することが適当**である。

令和５年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（都道府県分）

Ⅱ　自立支援、重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
（８）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

【評価目的・内容】 虐待防止体制の整備に係る都道府県の取組のPDCAサイクルを評価

	高齢者指標	配点	留意点	時　点	交付金区分
①	高齢者虐待防止の体制整備に関し、市町村に対する支援を実施しているか。 ア 高齢者虐待防止の体制整備に関する市町村の取組状況・課題を把握している イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している ウ 市町村の状況に応じた支援方策を策定している エ 支援方策に基づき支援を行っている オ 市町村に対して定期的なフォローアップを実施し、（1 回／年程度）支援の効果の評価を行っている	ア～オ 各5点 複数選択可 （最大25点）	○ 管内市町村における高齢者虐待防止の体制整備の内容としては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。 ○ 支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。 ○ 支援の内容は、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、管内市町村の介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援や、高齢者権利擁護等推進事業の活用による専門職の派遣や管内市町村虐待防止連絡会等における好事例等の周知、市町村職員に対する対応力強化のための研修、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築支援などが考えられる。 ○都道府県の支援方策策定や支援効果の評価に当たっては、市町村から意見聴取等を行うこととする。なお、当該意見聴取等は、評価時点の前年度中に行われていれば足りるものとする。	2022 年度（予定）実施の状況を評価オについては、2023 年度予定の場合も可	推進

令和５年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（市町村分）

Ⅱ　自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
（１）介護支援専門員・介護サービス事業所等

【評価目的・内容】 過程（PDCA サイクル）を評価
・高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施
・取組内容の改善・見直し

	指　標	配点	留意点	時　点	交付金区分
③	高齢者虐待防止にかかる体制整備を実施しているか。 ア 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題を把握している イ 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題について、他機関とその防止対策を検討する機会・場を設定している ウ 市町村の虐待防止対策についての計画を策定している エ 計画に基づいて実施し、評価を行っている	ア～エ 各5 点 複数選択可 （最大20点）	○ イとエについては、介護保険事業計画作成委員会や地域ケア推進会議等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする。 ○ ウの防止対策としては、介護サービス相談員派遣事業の実施や、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築等、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目（※）の実施を想定している。 ○ ウの計画の策定には、介護保険事業計画だけでなく、地域支援事業の包括的支援事業として実施されている「権利擁護業務」（高齢者虐待防止）に係る計画部分も含む。 ○ エの評価については、地域支援事業の包括的支援事業として実施されている「権利擁護業務」（高齢者虐待防止）に係る事業評価を行う場合も含む。	2022年度（予定）実施の状況を評価	推進

高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)

※高齢者虐待防止体制の整備に係る事業
「令和２年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」の
「市町村における高齢や虐待防止対応のための制整備等について」に係る１８項目。

【体制・施策強化】
①対応窓口の周知
②関係者の研修
③住民への啓発活動
④対応マニュアル等の作成
⑤養護者（虐待者）に対する相談、指導、助言
⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等
⑦終結した虐待事案の事後検証

【行政機関連携】
⑧成年後見制度の首長申立のための体制強化
⑨地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
⑩警察署担当者との協議
⑪居室確保のための関係機関との調整
⑫生活困窮者支援、DV 担当者課等の役所・役場内の体制強化
⑬保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

【ネットワーク構築】
⑭「早期発見・見守りネットワーク」の構築
⑮「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築
⑯「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築

【法の周知】
⑰居宅介護サービス事業者に対する法の習知
⑱介護保険施設に法について周知

（注）都道府県の高齢者虐待防止にかかる市町村支援、市町村の高齢者虐待防止に係る計画策定・評価等については、令和3 年度老健事業「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業報告書」を参照されたい。
https://www.nttdatastrategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add18jigyohokokusho.pdf